

## 霧島大窪・田口の太陽光開発にかかる懸案について

平成 30 年 12 月 26 日

企画部地域政策課作成

### 1. 事業概要

事業場所：霧島田口宇扇山 2704-1 他

事業者：施主（シフトエナジージャパン株）：福岡県福岡市）、共同事業体（フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社：東京都港区）、共同事業体（SBエナジー株）：東京都港区）※いずれも平成 30 年 6 月 26 日の相談時情報

認定情報：設置音名（合同会社霧島ソーラーファーム【親会社：株正信ソーラーホールディングス】福岡県福岡市）、認定日平成 25 年 3 月 12 日、発電出力 80,000Kw、太陽電池合計 94,120 Kw、区域面積 137ha

進捗状況：市ガイドラインに基づく事業計画の提出なし

### 2. 懸案事項

- (1) 平成 28 年 4 月 25 日～6 月 21 日付で、太陽光建設に反対する「開発行為等の不同意書」が霧島市長宛に提出されている。（老人ホーム、病院、内水面及び錦江湾漁協、水路組合、市議員等の 10 件）
- (2) 昨年 8 月に完成した霧島永水の霧島サンデー発電所 34MW (Solariant Portfolio Two 合同会社) における開発工事中の災害等により、地域住民の太陽光開発に対する懸念意識が高く、大きな反対運動が起こる可能性がある。
- (3) 国分から霧島神宮へ向う県道 60 号線（霧島小学校前）から眺望できる部分があり、また、別荘地と隣接する区域があるため、景観上好ましくない。
- (4) すでに複数回の土地の権利売買が行われている。
- (5) FIT 制度改正の適用案件となる。環境アセス対象として猶予措置があるものの、運転開始期限が 2020 年 12 月 31 日までとなっており、十分な開発（施工）期間が確保できない可能性がある。
- (6) 測量会社が、他人の所有地に無断で立ち入って測量しているとの情報がある。（調査会社は否定）

#### ○ FIT 制度改正の適用ルール

##### ☆系統連系工事着工申込みの要件

着工申込みの時点で、土地の権原が現に得られていること（必須）

農振除外及び農地転用の許可の取得、林地開発許可の取得、環境影響評価の評価書の公告・縦覧が終了していること（いずれも必要な場合に限る）

- 2MW未満⇒2019 年 2 月 1 日までに系統連系工事着工申込を提出し、2019 年 3 月 31 日までに受理
- 2MW以上⇒2019 年 8 月末を目途に系統連系工事着工申込を提出し、2019 年 9 月 30 日までに受理
- アセス対象⇒2020 年 2 月末を目途に系統連系工事着工申込を提出し、2020 年 3 月 31 日までに受理

※さらに、受領期限に間に合った場合でも運転開始期限あり（アセス対象⇒2020年12月31）

※適用外案件⇒2018年12月5日時点で開発工事が真に本格着手済みであることが確認可能なもの

## ○ 適用単価

2020年4月1日以降に着工申込みが受領されるものは、その2年前の年度の調達価格を適用

- ・2019年度までの受領の場合=従来の調達価格
  - ・2020年度中の受領の場合=18円／kWh

### 3. 現在の状況

不開示黒塗り

「今後も土地を買い足していく予定ではあるが、経産省の発表を受けて、今後どうするか不透明の状態である。」と話しているようである。

県環境林務部の話では、本件の環境アセスは2～3年を要する見込みであるが、事前相談も受けていないとのこと。FIT制度改正の適用ルールでは、環境アセスの猶予措置として2020年2月末を目途に環境影響評価書の公告・縦覧が終了していることとしているが、物理的に不可能な状況である。しかしながら、適用単価が18円／kWhとなっても事業化の見込みはあることから、今回のFIT制度改正の適用をもって事業が消滅するものではないと考えられる。

現在、大福コンサルクトが調査測量を実施中であり、環境アセスの準備に入ったとの情報がある。

#### 4. 対応の方向性

平成30年6月26日の事業者及び関係課との協議において、霧島市として開発に対する大きな懸念（災害、景観、住民理解等）を持っていることを事業者に伝えているが、事業の実施自体を拒むことができる根拠法令・条例はない。

市ガイドラインに基づき、防災の徹底、近隣関係者への十分な説明のうえで理解が得られるよう努めることを求める、市の景観条例に基づき景観計画に適合するよう促す必要がある。

【霧島市景観計画】

#### ○地域区分別の景観形成方針

#### ■軸・レート（線的区分）

- ・「景観活用ルート」・・・景城間や重要な景観要素間を結び、移動とともに多様な景観を見る  
ことができる景観活用の中心を担う道路、鉄道

☆回遊ルート→国道223号線、県道国分霧島線

- 市街地と各地域の温泉郷や霧島神宮などをつなぐ重要な回遊ルートであり、市街地の景観から自然景観まで多様な景観を見ることができるとともに、周辺には多くの地域資源が分布しています。
  - また、移動に伴い、本市のシンボル的な景観要素である霧島連山や桜島への眺望が開けるのも特徴です。
  - これらの特性を踏まえ、美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。

■ 景觀形成基準

## 別紙「(2) 一般基準 山の量域」参照